

# 琉球大学 教授職員会ニュース 第139号

2012年12月3日 琉球大学教授職員会 (内線 2023)

E-mail: kyoshoku@eve.u-ryukyu.ac.jp <http://www.cc.u-ryukyu.ac.jp/~kyoshoku/>

## **速報** 退職手当減額についての全学説明会が開催されました

- ◆当日配付された資料は「退職手当の改正内容の概要」、独立行政法人通則法第 63 条と国立大学法人法 35 条を抜粋したもの、「支給率の段階的引下げ (早見表)」の 3 枚でした。
- ◆仲地人事課長より冒頭で、就業規則の新旧対照表は現在、調整中。出来上がり次第、早めに HP 等にアップして周知したい旨、説明がありました。
- ◆説明会の全記録と配付資料は教授職員会の活動日誌 blog でお読み頂けます。  
URL : <http://ryudai-kyoshoku.blogspot.jp/>

### **(西川総務担当理事：発言要旨)**

- ・11月27日学長声明を大学HPにアップした。
- ・「国家公務員等の退職手当法の一部を改正する法律」は8月7日の閣議決定、11月2日法案の閣議決定と国会提出、11月16日成立。琉大では役員会・経営評議会で法案通りの実施を決定。

根拠 1) 8月7日閣議決定で国立大学法人についても適用する根拠となったのは独立行政法人法 65 条第 3 項「社会一般の情勢に適合するよう定めなければならない」と国立大学法人法第 35 条の準用規定。

根拠 2) 人事院調査による退職手当の官民格差 402.6 万円の全額解消は「社会一般の情勢に適合」の条項に適切と判断。

根拠 3) 退職手当は個人毎に文科省に登録されており運営費交付金として減額された額しか示達されない。

根拠 4) 大学の財政状況。今年度の給与削減特例法で運営費交付金は 8 億 7 千万円減額予定、7 月からの給与削減で 5 億 7 千万円カバーしてもなお 3 億円不足。今年度の退職者に対して従来通りの退職手当の支給を仮定すると、想定される不足額 8 千万円はとうてい拠出できない。

根拠 5) 大学運営には国民の税金が運営費交付金で多額に投入されている実態を踏まえ、国民の視点から対処する必要。

- ・学長声明の「最大限の努力」とは年度末に向けての予算執行で、少しでも予算に残額が見込めれば、教職員の福利厚生経費や学生のための支援経費に充てたい、ということ。3 億円の不足への充当が先であり、もし仮にそういう予算が出れば、という意味。

- ・11月6日、退職者説明会を実施した。
- ・今年度は給与削減の臨時特例法に伴う削減、退

職手当法成立に伴う削減で、国家公務員をはじめ国立大学法人など国の関係機関の職員には大変厳しい状況だが、大学運営には国民の税金が運営費交付金で多額に投入されている実態を踏まえ、国立大学として国民の視点から今の経済状況と大学運営を考えて対処する必要があると決定した。教職員の皆さまがたには何とぞご理解をお願いしたいと思っております。

### **(矢崎総務部長：発言要旨)**

- ・「退職手当の改正内容の概要」の説明。「退職手当の内容について、官民比較調査結果等を踏まえその支給水準を引き下げるとともに、平均年齢が上昇している状況を踏まえ、年齢別構成の適正化を通じて、組織活力の維持等を図るため早期退職募集制度を導入する等の措置を講ずる」主旨で、
  - (1) 退職手当の支給水準の引き下げ (法改正)、
  - (2) 早期退職のインセンティブの拡大＝勸奨退職の年齢を 50 歳から 45 歳に引き下げ (政令事項として)。

・退職手当を算出する「調整率」の、2013年(H25年)1月1日から2014年(H26年)7月1日までの3段階での引き下げについて、配布資料「早見表」で説明。

・勸奨退職による割増率のアップは政令事項で定められることになる。「勸奨」ではなく制度化と考えられるが、まだ未制定。

・大学の財政状況について、3億円の不足の説明。  
・11月16日の解散国会では、給与削減のされているなか、退職手当も削減しなければならない、この状況をどう思うのかという質問も出たが結局、法案が通ってしまった。

・8月7日閣議決定についてはHPにアップしたが、法案通過の予測が難しく、周知をするのが若干遅れたのは申し訳なかった。

## 〔質疑応答より〕

Aさん) 給与削減と退職手当引き下げで、都合の良い時には官民格差を言い、別の時には別の論理でやっていくというのは非常におかしい。緩和措置をすべき。

西川総務担当理事) 給与引き下げは臨時特例。「とても平等に全員を3月31日に退職した場合の現行の率で行う8千万円という額が出る額でございませぬ。最大限の努力と申し上げましたが、それで誤解があれば申し訳ないのですが、とてもそのような額が出るものではございませぬ。」「従前に退職、もし退職者がいるとすれば、均衡上、今年度の定年退職者に対する均衡が取れない、後の人だけ分配するというのは、職員間の平等ということを考えても、後の3月の段階で出たときに、そんなに多額が出るとは私どもも思っておりませんが、それを分配するというのは制度上大学として執ることは適切ではない」

Bさん) 早期退職の政令が出れば琉大も導入するのか。就業規則の改定文案は。通則法63条3項の前段「業務の実績」はどう考慮したのか、財務についての資料を出してほしい。

矢崎総務部長) 当然、含めて就業規則を改定する。今日、就業規則を出せなかったのは申し訳なかった。

西川総務理事) 業務の実績について、予算執行上の残余が生じるのは、大学運営上適切なことをやった上で、でなければ法人評価委員会で評価されない。財政上の問題でやりたくても出来ないことは当然出てくる。数字の資料は、次回の団体交渉で出す。

Cさん) 「官民格差」というが、一律に全ての国立大学法人に当てはめるのは疑問。通則法には「当該」とある、これは個別に、ひとつひとつ違うという意味合いの条文。「早見表」は琉大が作成したものなのか。全国一律の内容ならば条文に則っていないことになる。また、決定を通知するという態度ではなく、問題提起しながら一緒に考えて納得出来るものにするべきだった。

矢崎総務部長) 人事院の調査、官民格差平均402.6万円の算出方法の説明。早見表は琉大が作成したものではなく、文科省から送られてきた「国の場合」の例。琉大は経営上厳しいため、国に準拠しなければならぬというのが、経営協議会と役員会の方針。

西川総務担当理事) 「当該」について、今決定は各

大学ごとの判断で一律ではない。ただし退職手当の予算は減額したものしか示達されないのは事実。

Dさん) 琉大の教職員の退職金の平均はいくらか。官民比較の平均の金額というが天下り高級官僚もいるいっぽう、琉大の事務・技術系職員は、学長の年収程度の退職金ではないだろうか。予算の情報公開していただきたい。大きな不利益変更であり、丁寧な説明が必要。民間では経営悪化するとまず役員が自ら賃金カットするものではないか。3月まで勤務すると収入がマイナスになること自体が異常であり、年度末の職場の混乱も予想される。今年度中の実施はやめてください。

西川総務担当理事) 琉大の退職金の資料は手元にない。人事院のものと同じように算出するのは難しい。運営費交付金が投入されている大学として、国民目線を考えた上での判断というのが大きな理由。18年くらいから、役員が姿勢を示すため10%給与カットの対応を取っている。琉大の役員給与は低い。「学長は常に大学運営を考えております。財政上のことを当然考えております。」

Cさん) 他の国立大学法人ではどう対処しているのか。また、文科省に説明を求めたのか。

西川総務担当理事) 「本当に適用されるのか」と官房人事課、文科省法人支援課に確認。他大学については、九州地区の大学で情報交換し、11大学とも法案通りの対処、財政上不可能との方針。文科省に対して文書で疑問を提出したのは九州地区で琉大だけ。最低限のことはやったと思う。文科省からは配慮は一切聞こえてこない、大学で運営を考えろということだろう。

矢崎総務部長) 文科省人事課給与班に自分が直接行って口頭と文書で「大学では1月1日から退職手当を削減したばあい、他のところとは違う学生の問題などいろんな問題あることについて、文科省はどう考えているのかという質問」「きちんと総務省に上げてくれ」と話した。国立大学法人のみをとって退職手当を優遇することは出来ないという回答が給与班のほうからあった。給与が下がる、退職金が下がるというのは、私自身の問題でもあり琉大の問題でもあり、文科省にきちんと訴えてきたが、結果として11月16日の強引な法案通過。本学としては本当にもう、お金がありませんということしか、ホントにもう出すお金がないということで、こういう方針を役員会で決定させて頂いたということでございます。何とぞご理解、ご理解していただけないかもしれませんが、宜しくお願ひしたいと存じます。

**退職手当の減額措置が** 2013年1月1日から1年半をかけて段階的に実施されます。該当する期間中に65歳の定年を迎えられる皆さんは、まさに施政権返還直後の激変する沖縄で、国立大学に組織替えされた琉大の教員としてその職責を全うし、困難な時代の沖縄の高等教育に多大な貢献を積み重ねて来られた方々です。退職する人々の生きた「復帰40年」を、日本政府が数値化した「国民の目」で割り引かれることは、全く承伏しがたいものです。

今度の退職手当に関する法改正は、定年退職を目前にした人々を不安に苛み、本来安心して迎えらるべき退職の時期を損得勘定で操作し、職域による分断をも図るかのような罪深い内容です。また、給与や退職金などの手当を「平均値」で押し並べてしまおうとすることは、賃金格差の拡大を隠蔽するネオリベラル的手法そのものでもあります。行財政改革で叩かれるべき相手が公務員バッシングを隠れ蓑にしているようなものです。

今後はこの趨勢が地方公務員へも波及しようとしています。沖縄県内で公務員の占める位置を考えれば、この削減で、沖縄に暮らす家庭世帯の破壊、次世代への教育の阻害はどれほど深刻なことになるでしょう。

**国立大学間の賃金格差も考慮しない** 全国一律の押しつけに対して、琉球大学当局はむしろ過剰に国の決定と文科省の通達に従おうとしているようにしか見えません。例えば東北の震災と原発事故の被災地の窮状になんら解決の途も見いだせない段階で、米軍への思いやり予算をいの一番に可決した政府に対して、肅々と従うのが、果たして沖縄における知の拠点である琉球大学がなすべきことなのか。今一度、すべての教員に呼びかけたいと思います。

沖縄にある琉球大学の現実に即して、もっと丁寧な説明と真摯な対応が、琉球大学の管理運営責任として求められているのであり、それこそがリーダーシップというものではないでしょうか。

## 当局説明会で明らかになった問題点は・・・

(1) 会場からの切実な問いかけに対して、大学当局は文科省のマニュアル通りのような紋切り型の説明を繰り返すことに終始し、琉球大学としての見解が不在でした。労使関係を踏まえた当局説明が、なぜなされないのでしょうか。

(2) 責任者である学長は、今回もまた文書でしか態度表明していません。団体交渉の場、ましてや全学説明会の場に来て、当事者ときちんと向き合うという、健全な労使関係に最も必要な基本姿勢が欠けています。学長ご本人が不在のなかで、学長声明に書かれた「最大限の努力」も、金はないから期待するな、と言わんばかりの理事の強弁が繰り返され、ただただ混乱を招くばかりです。

(3) 「官民格差を是正する」と言うが、法人化した国立大学は労働法上の定めによって運営されるものです。手続きを踏まえない強権発動は全く許されるものではありません。重要なのは就業規則改正に際しての不利益変更なのであり、それは今回の大学当局の説明でなんら解消されるものではありませんでした。

## 団体交渉は始まったばかりです！

- ✓これまでの2度の団体交渉を経て、今回説明会でも明らかになったとおり、当局が財務の詳細な資料を提示する運びとなりました。次回団体交渉では財務諸表の公開を求め、「お金が無い」という説明に合理的な根拠を示すよう求めています。
- ✓給与削減問題では、議事録を公開しないまま「団体交渉」が行われたかのようにふるまう当局の不誠実さは、とうてい看過できません。少なくとも今回の退職手当削減問題での団交から議事録の公開と労使双方の確認事項を明確化するという、ごく当たり前の労使関係を構築するよう求めています。
- ✓今回説明会で出された疑問点には、きちんとした回答を求めたいと思います。大学当局は「当該」琉球大学として、個別の退職金の平均をもとに説明すべきでしょう。また格差を反映しない全国一律の平均値でなく、沖縄の現実に即した丁寧な説明がなされるべきです。
- ✓「民間では経営悪化するとまず役員が自ら賃金カットするものではないか」「3月まで勤務すると収入がマイナスになること自体が異常」「年度末の職場の混乱をどう考えるのか」との切実な訴えに対する、誠実な回答を求めます。
- ✓就業規則の改定案の具体的な内容はこれから出されます。厳しい監視の眼が必要です。
- ✓給与削減と退職手当減額という二重の手当カットは、労基法で禁止されている懲罰的減給以上に悪質との声も上がっています。給与削減については一斉提訴が、全国国立大学から始まっているところでもあります。国会の超短時間審議のなかで出された憲法違反を懸念する指摘についても総務部長から言及されていたが、琉大ではこの事態をどのように考えているのか、誠実な回答を求めます。

## 琉球大学教授職員会は・・・

手順を無視した不利益変更は、とうてい認めることが出来ません。

12月にはいってもまだ就業規則の改定案が出せない状態で、1月1日からの減額実施とはあまりに拙速です。世知辛い公務員バッシングに便乗した収入の略取、大学教職員の生活と教育・研究環境の悪化につながるような今回の措置には、みんなで一緒に反対し、一方的な減額の償還を求めて行きましょう。

■段階的引下げの期間中に定年退職を迎える当事者となられる皆様には、特に、不安や疑問も多いことと思います。皆様のご意見を、ぜひ、組合執行部までお寄せ下さいますよう、お願いいたします。

■教授職員会としては会員の皆様からの要望を集約しながら、大学当局との交渉に臨みます。

★この件に関するご意見・ご質問はお近くの代議員、または教授職員会 [kyoshoku@eve.u-ryukyu.ac.jp](mailto:kyoshoku@eve.u-ryukyu.ac.jp) まで。